

山本大臣閣議後会見

平成25年11月15日

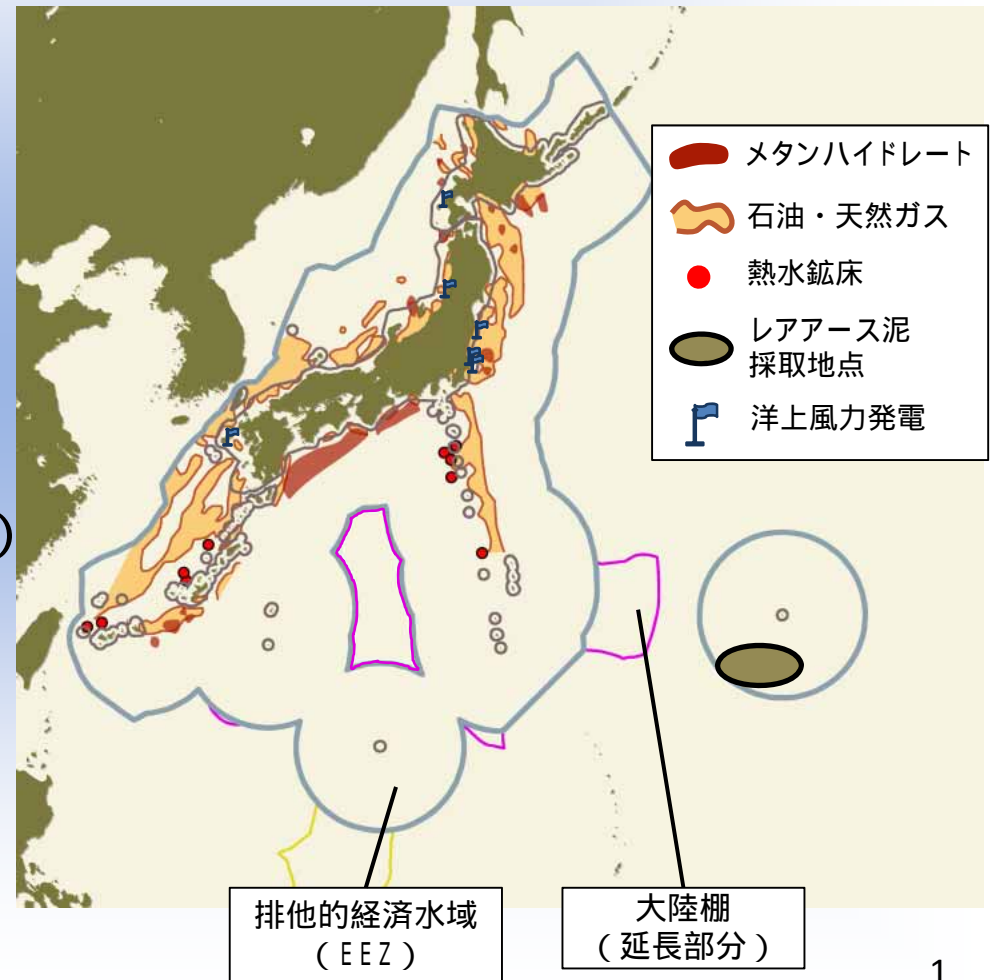
EEZ等の海域管理に係る 法整備に向けた検討について

排他的經濟水域（EEZ）と大陸棚

- 排他的經濟水域（EEZ：Exclusive Economic Zone）
領海に接続する水域であって、基線から200海里までの海域

- 大陸棚
200海里までの海底

- EEZ及び大陸棚の沿岸国は、
以下の権利を有する。
天然資源（漁業資源、鉱物資源）
の探査等についての主権的権利
人工島の設置・利用、環境保護
等についての管轄権



海洋基本法

- 平成19年に海洋基本法が制定。
- 海洋基本法第19条においては、国は、EEZ等の開発等の推進等のために必要な措置を講ずることとされている。



メタンハイドレート海洋産出試験
(渥美半島～志摩半島沖、3月12日～3月18日)



浮体洋上風力発電設備
(福島沖、11月10日運転開始)

海洋基本計画

- 平成25年4月、新たな海洋基本計画が閣議決定。
- 同計画においては、EEZ等の開発等を推進するため、海域管理に係る包括的な法体系の整備を進めること等が盛り込まれた。



海洋基本計画の閣議決定に先んじて開催された
総合海洋政策本部の様子

諸外国における法制度

- 欧米諸国や近隣諸国においては、以下のような法制度が存在。

国名	法制度等	概要
米国	沿岸・海洋空間計画	EEZを超える範囲を対象。9海域区分を設定。
ドイツ	連邦空間計画法	EEZを対象。 政府が海洋空間計画を策定し、ゾーニングを実施。
英国	海洋及び沿岸アクセス法	イングランドEEZを対象。11海域区分を設定。
カナダ	広域海洋管理海域	EEZを対象。広域管理区域として5海域を設定。
豪州	海洋生物地域計画	EEZを対象。5海域区分を設定。
中国	海域使用管理法	EEZを対象。 自然属性等を踏まえ海域のゾーニングを実施。

EEZ等の海域管理に係る法整備に向けた検討

- 11月13日の参与会議「EEZ等の海域管理のあり方PT」に出席し、以下のとおり検討を要請。
 - ・ 成長産業である海洋産業の振興等のため、EEZ等の開発及び利用の推進には大きな意義
 - ・ 法整備に向け、以下の事項を中心に検討を行う
 1. 我が国の海洋の利益を確保するために必要な仕組み
 2. 国が主体となり、EEZ等の開発及び利用を積極的かつ計画的に推進する仕組み
 3. 海域利用に係る調整が円滑に行われる仕組み
 4. 開発及び利用への民間の参加を促進する仕組み
- 並行して、総合海洋政策本部事務局に対し、EEZ等に係る法制整備に向け、検討を早急に進めるよう指示。

EEZ法制整備に向けた検討体制

